

三次市教育委員会議案第 5 1 号

三次市教育委員会職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 2 2 年 3 月 3 0 日 提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市教育委員会職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則（案）

（三次市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第 1 条 三次市教育委員会職員の職の設置に関する規則（平成 1 6 年三次市教育委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り，第 3 号を第 2 号とし，第 4 号を第 3 号とする。

（三次市教育委員会公印規則の一部改正）

第 2 条 三次市教育委員会公印規則（平成 1 6 年三次市教育委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

奥田元宋・小由女美術館	古印体	方 1 8 ミリ	木製	奥田元宋・小由女美術館長名をもって発する文書	(13)	1
三次市立図書館長の印	古印体	方 2 1 ミリ	木製	三次市立図書館長名をもって発する文書	(14)	1
三次市立図書館の印	篆書体	方 2 4 ミリ	木製	三次市立図書館名をもって発する文書	(15)	1

」を

「

奥田元宋・小由女美術館	古印体	方18ミリ	木製	奥田元宋・小由女美術館 長名をもって発する文書	(13)	1
-------------	-----	-------	----	----------------------------	------	---

」に

改める。

別表第2中

「

(14)

長	図	三
之	書	次
印	館	市
		立

」及び

「

(15)

館	立	三
之	図	次
印	書	市

」を削る。

(三次市立図書館職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第3条 三次市立図書館職員の勤務時間等に関する規則(平成16年三次市教育委員会規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条中「40時間」を「38時間45分」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成22年5月31日限り、その効力を失う。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の改正規定は、同年6月1日から施行する。